## 県が規則で定める物質

別表番号	CAS番号	物質名 <sup>※</sup>
1	7429-90-5	アルミニウム(粉状のものに限る。)
2	7664-41-7	アンモニア(アンモニア水を含む。)
3	540-84-1	イソオクタン
4	78-59-1	イソホロン
5	7647-01-0	塩化水素(塩酸を含む。)
6	7782-50-5	塩素
7	133-06-2	キャプタン
8	7790-94-5	クロルスルホン酸
9	126-99-8	クロロプレン
10	8007-45-2	コールタール
11	65996-93-2	コールタールピッチ
12	10026-13-8	五塩化りん
13	7719-12-2	三塩化りん
14	111-42-2	ジエタノールアミン
15	64-67-5	ジエチルサルフェート
16	108-94-1	シクロヘキサノン
17	108-01-0	ジメチルアミノエタノール
18	598-56-1	N,N-ジメチルエチルアミン
19		1,1-ジメチルグアニジン
20	_	臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)
21	7697-37-2	硝酸
22	14807-96-6	タルク(アスベスト様繊維を含むものに限る。)
23	409-21-2	炭化けい素(繊維状のものに限る。)
24	109-99-9	テトラヒドロフラン
25	110-18-9	テトラメチルエチレンジアミン
26	75-50-3	トリメチルアミン
27	7446-09-5	二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)
28	99-99-0	パラ―ニトロトルエン
29	131-11-3	フタル酸ジメチル
30	91-15-6	オルト―フタロジニトリル
31	7783-61-1	ふっ化けい素
32	7782-41-4	ふっ素
33	111-76-2	2ーブトキシエタノール
34	7439-95-4	マグネシウム
35	67-56-1	メタノール
36	108-10-1	メチルイソブチルケトン
37	78-93-3	メチルエチルケトン(別名MEK)
38	1634-04-4	メチル―ターシャリ―ブチルエーテル
39	74-88-4	ヨウ化メチル
40	7783-06-4	硫化水素
41	7664-93-9	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
42	77-78-1	硫酸ジメチル
43	7803-51-2	りん化水素(別名ホスフィン)
44	-	ロックウール

<sup>※「</sup>物質名」は、埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(平成25年規則第68号)第51条による改正後の別表第20の名称を記載しているが、 これ以外の別名もあり得ることに注意。